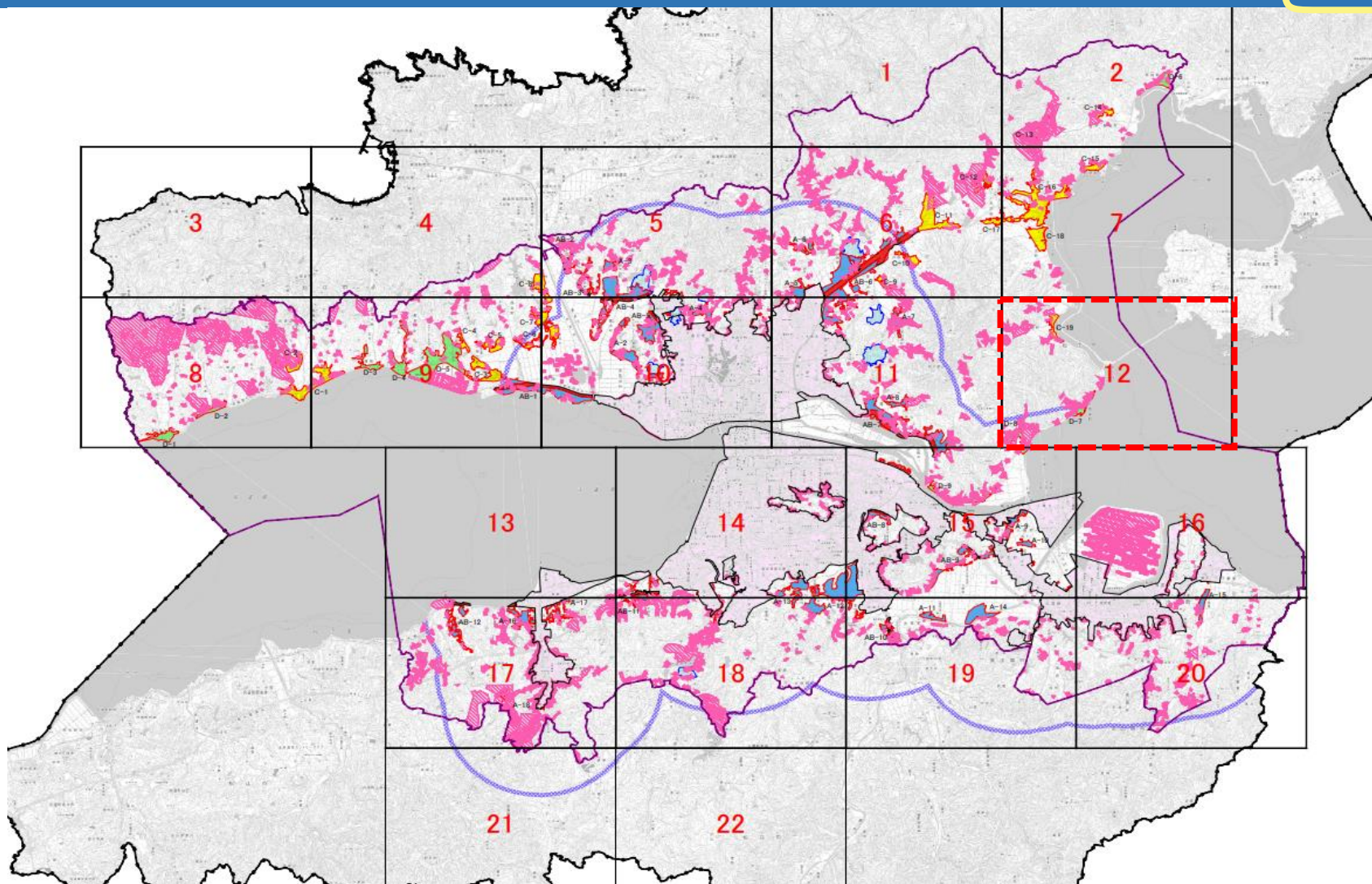


No.	団体名・案件名	質問内容	回答
1	岐阜県御嵩町 「名鉄御嵩駅前・中山道御嶽宿一帯魅力向上プロジェクト」	岐阜県御嵩町の「名鉄御嵩駅前・中山道御嶽宿一帯魅力向上プロジェクト」について、「願興寺や宝物殿（民間所有）を含む一体的な運営手法」とありますが、願興寺や宝物殿の運営では具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。	願興寺および宝物殿の運営に関しては、以下の業務を想定しております。 願興寺は宗教法人が管理しており、現在は住職一人で施設の運営や管理を行っています。 しかし、施設規模や参拝者数を考慮すると、現状ではマンパワーが不足しており、特に令和8年度末に予定されている国指定重要文化財である願興寺本堂の全解体修理後には参拝者の増加が予想されるため、運営の体制強化が必要です。 また、願興寺には県の有形文化財に指定されている鐘樓門や、文化財的価値が高い総門、三門、常行堂などの建造物が多数あり、これらの文化財、建築物を保護・維持するためには専門的な管理が求められ、住職一人では管理業務が過剰負担となるため、外部の支援が不可欠です。 宝物殿についても、24昧の仏像が国の重要文化財として保管されており、安全管理の観点から施錠されている状態です。 現在、予約があった際に住職が拝観の対応していますが、より多くの拝観客に対応できる体制を整えることが必要です。また、拝観料の徴収に関しても、対応の負担軽減が求められています。 これらの施設については、民間事業者との連携を通じて、以下の業務を一体的に運営することを想定しています ・施設の管理業務：境内や文化財の維持・保全、景観の管理 ・参拝客対応業務：参拝者の案内、施設利用案内 ・拝観料の徴収業務：拝観料の徴収および管理 ・予約管理業務：宝物殿の見学予約受付・管理 ・安全管理業務：文化財の保護、安全性の確保 民間事業者の支援を通じて、施設の管理・運営がスムーズに行われるようにし、地域資源としての活用が進むことを目指しています。
2	岐阜県御嵩町 「名鉄御嵩駅前・中山道御嶽宿一帯魅力向上プロジェクト」	①鉄道事業者様との協議内容について、もう少し公表できることがあれば教えてください。 ②民間事業者に期待することは具体的にございますでしょうか。	①大変申し訳ありません。現時点で公表できる内容は既存資料のとおりとなります。 ②中山道一帯に点在するさまざまな施設について、持続可能で、地域の活性化にもつながる運営のあり方を検討しています。 公共施設と民間施設が一体となって、あるいは連携して運営していくための手法など、民間のみなさんの豊富なノウハウや知見を活かしたご提案・ご意見をぜひお聞かせいただければと考えています。
3	滋賀県湖南市 「（仮称）湖南市東庁舎周辺整備にぎわい創出事業」	新庁舎の省エネが提唱されているが、現在がどのくらいで新しい施設はどのくらいのエネルギーを抑えるのか等の具体的な目標値はありますか？	現在のエネルギー量は下記になります。（令和6年度実績） ・東庁舎 電気 741,781kwh/年、ガス60m³/年 ・甲西文化ホール 電気 78,989kwh/年、LPガス2.2m³/年、灯油637L/年 （空調改修工事により熱源が灯油から電気になるため令和8年度から灯油の利用はありません） ・甲西図書館 電気 60,541kwh/年 新しい施設のエネルギーの目標値は未定です。
4	兵庫県三田市 「深田公園における民間活力導入検討」	公募時期のスケジュールを教えてください。	事業者公募については令和10年度を想定しています。
5	島根県松江市 「中海スポーツパーク魅力向上検討事業」	対象区域への法規制・適用（条例を含む）があれば教えてください。	都市計画法、河川法、松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関しては別添資料をご確認ください。
6	島根県松江市 「中海スポーツパーク魅力向上検討事業」	中海スポーツパークにつきまして、施設が稼働するにあたり、年間の利用者数及び売上目標数値計画、利用者の年代別想定値はございますでしょうか。	・スポーツパーク稼働後の想定利用者数⇒62,135人（松江市内類似施設のR6実績から算出） ・スポーツパーク稼働後の利用者の年代別想定値⇒不明。（恐らく高校生がメイン） ・売り上げ目標（施設の利用料金収入目標）⇒450万円

法令に基づく利用用途の制限について(都市計画法)

別紙 【島根県松江市】
中海スポーツパーク
魅力向上検討事業

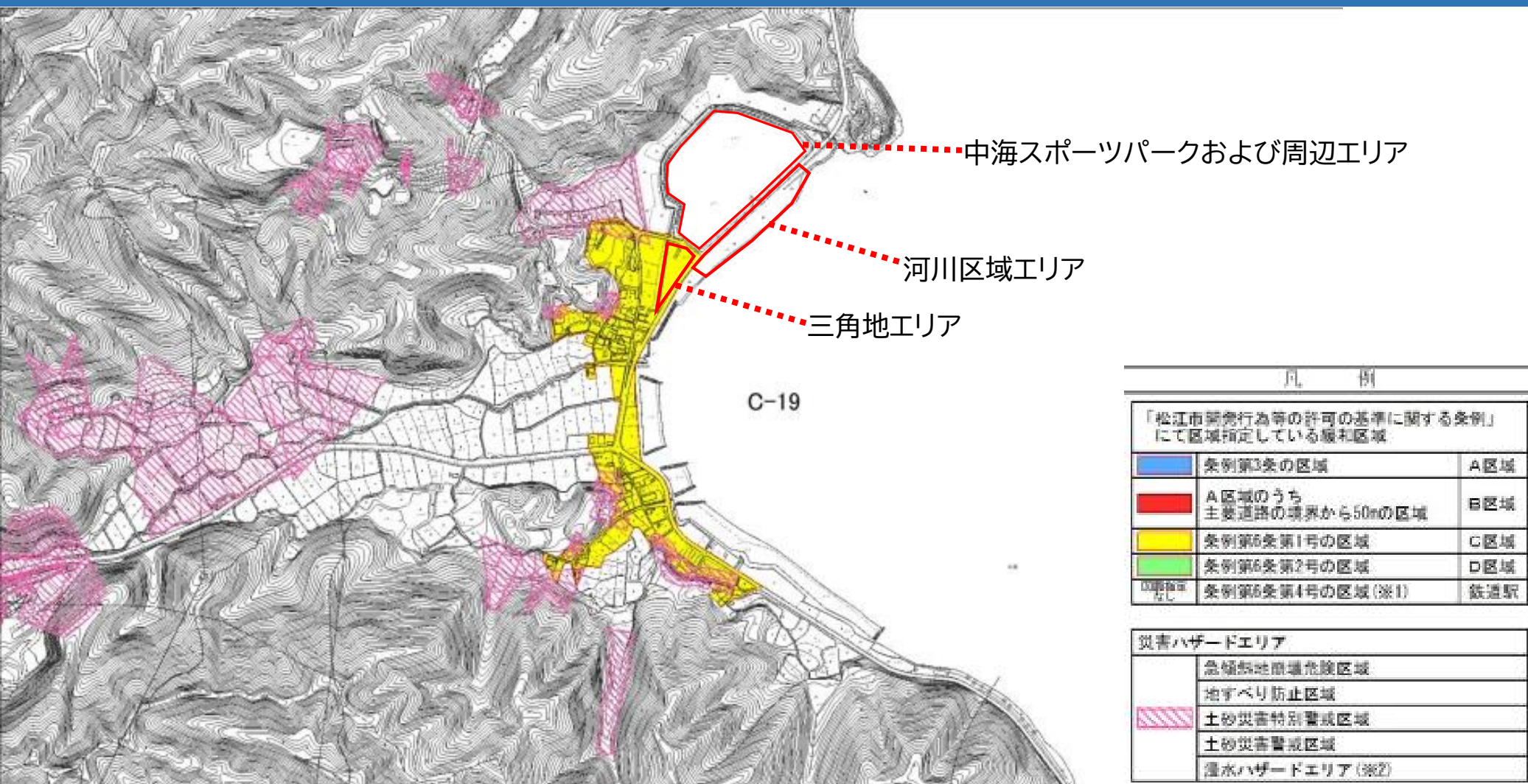


◇中海スポーツパークは都市計画区域内にあり、市街化調整区域として区分がされている。

都市計画区域 ———— 市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)

市街化調整区域(無秩序な市街化を抑制する区域)

法令に基づく利用用途の制限について(都市計画法)



◇中海スポーツパークおよび周辺エリア、河川区域エリアは白地地域となっており、建築物を建てる場合には調整が必要となる。

◇三角地エリアは市街化調整区域の中でも緩和区域となっており、建築物を建てることのできるものの、用途や土地・建築物の規模等で規制をされている。

法令に基づく利用用途の制限について(河川法)

占用および工作物の設置について

◇県道から南側は河川区域になっており、土地を占用する場合は河川法24条、工作物の新築等の場合は26条の許可申請が国土交通省出雲河川事務所へ必要となる。

⇒中海振興多目的施設(なかうみスカイポート)の斜路、保安検査施設、浮棧橋については河川区域内を占用し、構造物を設置することから、国土交通省出雲河川事務所へ申請を行い許可を受けている。



河川区域

河川のオープン化について

◇河川敷地において民間事業者が営利活動を行う場合には、河川空間のオープン化の手続きが必要となる。オープン化の手続きには1年以上かかることが想定され、地域住民の合意形成も必要となる。ただし、イベントのような単発的な案件については不要となっている。

<参考> 松江市内では、岸公園と白湊公園の河川敷地について、令和6年度に河川のオープン化を行っている。



- ・河川空間での民間事業者による商業利用が可能となり、多様なニーズに応える
- ・国の河川地域、松江市の公園区域それぞれへの申請が松江市に一本化

☆利用しやすい環境を整え、これまで以上の賑わい創出を図る



○松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例

平成30年3月22日

松江市条例第16号

(設置)

第1条 中海、島根半島等の雄大で美しい自然環境、中海に飛来する多くの水鳥その他の魅力あふれる地域資源を活用し、交流人口の拡大による地域振興を図るため、水陸両用機の運航、水鳥の観察、サイクリング等の拠点施設として、松江市中海振興多目的施設（以下「多目的施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 多目的施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市中海振興多目的施設	松江市上宇部尾町626番地

(施設)

第3条 多目的施設には、次に掲げる施設を置く。

- (1) 水陸両用機の運航の受付・保安検査施設
- (2) 駐機場
- (3) 斜路
- (4) 浮き栈橋
- (5) 水鳥観察施設・サイクリング等施設
- (6) 前各号に掲げる施設に必要な附帯施設

(運用期間等)

第4条 多目的施設の運用期間は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、運用期間を変更することができる。

2 多目的施設（駐機場を除く。）の供用時間は、午前8時30分から午後5時30

分（7月から9月までの期間にあっては、午後6時）までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

（遵守事項）

第5条 多目的施設においては、何人も次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で喫煙し、又は火器を使用しないこと。
- (2) 騒音を発する行為、暴力行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 多目的施設を不潔にしないこと。
- (4) 定められた場所以外には立ち入らないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が多目的施設の管理運営上必要と認めること。

2 市長は、前項に違反する者に対しては、退去を命ずることができる。

（施設の使用の許可）

第6条 第3条第1号から第4号までの施設（以下「水陸両用機関連施設」という。）

を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、水陸両用機関連施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水陸両用機関連施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 多目的施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、多目的施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「水陸両用機関連施設使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が多目的施設の機能を損なうおそれがあると認める行為をしたとき。

2 前項に規定する使用の許可の取消し、又は使用の停止その他必要な措置により水陸両用機関連施設使用者が損害を受けることがあっても、松江市は、その責任を負わない。

3 市長は、水陸両用機関連施設の管理上必要があると認めるときは、水陸両用機関連施設使用者に対し必要な報告を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 水陸両用機関連施設使用者は、許可を受けた目的以外に水陸両用機関連施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 水陸両用機関連施設使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用を取り消されたときは、直ちに水陸両用機関連施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと

認めるときは、この限りではない。

- 2 水陸両用機関連施設使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において
原状に回復し、これに要した費用は水陸両用機関連施設使用者の負担とする。
(使用料)

第11条 水陸両用機関連施設使用者は、第3条第1号又は第2号の施設を使用する
ときは、松江市行政財産使用料条例（平成17年松江市条例第68号）第2条の規
定により算出した使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可のときに徴収する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、地域振興若しくは多目的施設の利用促進のため必要があると
認めるとき、災害その他特別の理由があると認めるとき、又は公益上特に必
要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認め
るときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により多目的施設を損傷し、又は滅失した者は、その損
害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めると
きは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定
める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成30年規則第54号で平成30年6月24日から施行)

(準備行為)

- 2 多目的施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。